

令和元年台風第19号

## 埼玉県中小企業災害復旧支援補助金 第2次募集案内

### <申請期間>

令和2年(2020年) 2月14日(金) ~

令和2年(2020年) 6月30日(火)

### <補助対象期間>

令和元年台風第19号の被害を受けた日から

令和2年(2020年) 12月25日(金) まで

### <相談・申請窓口>

各市町村の商工団体

(連絡先は10頁以降を御確認ください。)



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

埼玉県産業労働部産業支援課

## 1 本事業の目的

令和元年台風第19号（以下「台風」という）により、被害を受けた県内の中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用の一部を支援し、地域経済の復興を後押しすることを目的とします。

## 2 補助対象者の要件

次の全てを満たしている必要があります。

- (1) 埼玉県内で台風の被害を受けた中小企業者（※1）であること。
- (2) 補助対象となる経費の全額を負担すること。
- (3) 国税・県税及び国・埼玉県に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (5) 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める営業内容等）でないこと。
- (6) 暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある事業者でないこと。

※1 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者）

(1) 下表の会社及び個人

業種	下記のいずれかを満たすこと。	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト 製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下
うちソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業	5千万円以下	200人以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

【以下のものは除く。】

- ・みなし大企業（※2）
- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、有限責任事業組合（LLP）

※2 みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

- ア 一の大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している中小企業
- イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業
- ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業

### 3 補助対象経費

台風により被害を受けた業務の用に供する下表に掲げる経費及びこれらと同等と認められる経費。補助金の交付を受けて復旧する施設や設備等は、被災前の状態に戻すための修理を原則とします。

区分	適用
施設	事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び修繕工事等に要する経費（技術経費、一般管理費など）
設備	資産として計上する設備の修理・購入に要する経費。 ただし、資産計上されない備品・什器のうち、パソコンなどの電子機器等で業務専用使用することが認められるものも対象とする。
車両	業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費
委託費	復旧等に要すると認められる委託費（清掃費、産廃処分費、撤去費、解体費用、運搬費等）
賃料・リース料	仮復旧に使用した空き店舗・貸し倉庫等の賃料、駐車場料金等、機器のリース料。ただし、補助対象期間内のみとする。

【注意事項】

- ・修理不能であることの証明書（様式17）を提出し、知事が認めた場合は、新規購入による復旧を認めるものとします。
- ・新たに購入する設備等は、新品又は中古品を問わず、被災対象物と同一の数量、目的及び用途であること。なお、新たに購入する設備等が50万円以上の場合は、新たに購入する設備等が被災対象物と同等程度の機能を有することを証明する書類（メーカーからの証明書）を提出すること。
- ・リース契約を利用した復旧も補助の対象としますが、補助対象期間はリース契約期間が1年未満のものにあってはその期間、1年以上の期間に当たっては1年に限るものとします。
- ・新たに購入する設備等は、被災時に設置されていた事業所への再設置を原則とします。ただし、知事が特に必要と認める場合は県内に限り他所への移設を認めます。

- ・車両の購入は、被災対象物と同等程度の本体価格のみを対象経費とします。
- ・次の経費は補助対象外となります。
  - ・消費税相当額
  - ・補助対象経費と補助対象外経費の支払の区別が難しい経費
  - ・国の小規模事業者持続化補助金その他の公的補助制度を重複して利用した経費
  - ・保険が請求できるにもかかわらず、請求を行わない経費
  - ・被災時に存在しなかった設備等に係る経費

#### 4 補助対象期間

台風により被害を受けた日から 2020 年 12 月 25 日（金）まで  
 補助対象期間内に補助対象となる復旧作業を完了し、補助対象経費の全額の支払いを行い、実績報告書を提出してください。

#### 5 補助率及び補助限度額

保険の対象となっている施設や設備等がある場合には、復旧等に要する経費から受取保険金額等を控除した額が補助対象経費となります。

補助率	補助限度額
75% (3/4)	5,000 万円

#### 6 手続の流れ

手順 1 申請書の提出	<p>① 事前相談に参加します。・・・P.4          申請予定の復旧計画について御相談ください。  <b>【実施期間】</b> 2020 年 2 月 14 日（金）～2020 年 6 月 23 日（火）</p> <p>② 交付申請書類等を提出します。・・・P.4  <b>【受付期間】</b> 2020 年 2 月 14 日（金）～2020 年 6 月 30 日（火）</p>
手順 2 交付決定通知の 受領	<p>③ 1 か月程度の審査期間の後、交付決定（又は不交付確定）の通知を受け取ります。交付決定は補助金の支払いを確約するものではありません。</p>
手順 3 実績報告の提出 (※1)	<p>④ 設備等の復旧完了後、実績報告書類を提出します。・・・P.6          支払いや各種手続を完了させ、速やかに実績報告書を提出してください。  <b>【提出期限】</b> 2020 年 12 月 25 日（金）</p>

審査期間 (1～3 か月) (※2)	埼玉県が実施する現地調査へ立ち会っていただく場合があります。
手順4 交付額の確定 請求書等の提出	⑤ 交付額確定通知を受け取ります。 ⑥ 請求書を提出します。 . . . . P. 7
手順5 補助金の受領	⑦ 請求書提出の1か月後(※2)、補助金を受領します。
手順6 経過報告書の 提出	⑧ 5年間毎年度、経過報告書を提出します。 . . . . P. 7

※1 実績報告書の提出があり、審査を通過した場合には、2020年4月以降に順次、補助金の支払いを予定しています。

※2 あくまで目安であり、提出時期や混雑状況により期間が延びる場合もあります。

## 7 事前相談

### (1) 事前相談の受付

補助金の申請手続を円滑に実施するため、申請する企業の方は原則、最寄りの商工会議所、商工会で、事前相談を受けてください。

※ 事前相談で商工会議所・商工会へ訪問いただく際は、事前に御連絡願います。

### (2) 事前相談時に必要な書類

事前相談に参加する際、次の書類をお持ちください。

作成中の申請書類をお持ちいただければ、記載内容の確認をさせていただきます。

持参資料	
1	会社の概要が分かるもの（会社案内等）
2	復旧のために導入する設備等の概要（カタログ、仕様書等）
3	被害状況が分かる書類

## 8 申請書の提出

### (1) 申請受付期間

2020年2月14日（金）午前9時から 2020年6月30日（火）午後5時まで

### (2) 申請方法

下表の提出書類を全て2部（正本1部、副本1部）用意し、最寄りの商工会・商工会議所へ持参してください。

商工会・商工会議所で申請書類の確認をいたします。その後、商工会・商工会議所

の担当者が申請書類を確認した旨の署名をさせていただきますので、署名を受けた申請書類を埼玉県産業労働部産業支援課宛て郵送願います。

署名のない書類は受け取りできかねますのであらかじめ御了承ください。

(送付先)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課 補助金相談窓口

(3) 様式のダウンロード

提出書類の様式は、ホームページからダウンロードして御使用ください。

インターネット環境が整っていない方は、窓口で様式をお受け取りください。

(注意事項)

- 1 副本は正本のコピーで結構です。
- 2 期日までに書類の全てが完全な状態で揃わない場合は、受理できません。

提出書類	チェック
1 交付申請書（様式1）及び別紙、補助対象の復旧内容一覧	
2 企業概要（様式2）	
3 復旧計画書（様式3）	
4 暴力団排除に関する誓約事項（様式あり）	
5 （法人の場合） 発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し （個人事業主の場合） 創業時、埼玉県内の税務署に提出し、受付印が押印された開業届の写し	
6 埼玉県内の事業所等に係る以下の税金の滞納額がないことの証明書等（国税・県税） （法人の場合）法人税、法人事業税 （個人の場合）所得税、個人事業税	
7 令和元年台風第19号に係る、り災・被災証明書の写し	
8 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の所有を証する書類の写し 施設：不動産登記全部事項証明書、市町村が発行する固定資産課税台帳 等 設備・備品等：固定資産台帳（減価償却明細書） 等 車両：車検証、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書、車庫証明書 等	
9 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の被災状況が分かる写真	
10 復旧に伴う施設、設備及び車両等の入札書又は見積書の写し	
11 復旧に伴う施設、設備及び車両等の概要（カタログ、仕様書等）	
12 修理不能であることの証明書（様式17）及び廃棄したことを証する書類	
13 保険金の受取関係書類の写し	

14	(新たに購入する設備等が 50 万円以上の場合) 新たに購入する設備等が被災対象物と同等程度の機能を有することを証明する書類 (メーカーからの証明書) (様式不問)	
15	その他知事が必要とする書類 (直近の貸借対照表及び損益計算書、個人事業者については確定申告の写し 等)	
16	リース契約を利用する場合、リース契約書 (案)	

## 9 実績報告書の提出

設備等の復旧及び補助対象経費全額の支払いが完了後、速やかに次の書類を提出してください。

### (1) 提出期限

2020 年 12 月 25 日 (金) 午後 5 時まで

### (2) 提出方法

下表の提出書類を全て 2 部 (正本 1 部、副本 1 部) 用意し、埼玉県産業労働部産業支援課宛て郵送願います。

### (送付先)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
埼玉県産業労働部産業支援課 補助金相談窓口

### (3) 様式のダウンロード

提出書類の様式は、ホームページからダウンロードして御使用ください。  
インターネット環境が整っていない方は、窓口で様式をお受け取りください。

### (注意事項)

- 1 副本は正本のコピーで結構です。
- 2 期日までに書類の全てが完全な状態で揃わない場合は、受理できません。
- 3 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告してください。

提出書類		チェック
1	実績報告書 (様式 11)	
2	(申請時から変更がある場合のみ) 変更承諾書 (様式 6)	
3	復旧のために購入した設備及び車両等の所有を証する書類の写し 設備・備品等：固定資産台帳 (減価償却明細書) 等 車両：車検証、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書、車庫証明書 等	
4	復旧に伴う施設、設備及び車両等の完了写真	

5	補助対象経費全額の支払完了を証明する書面の写し（契約書又は発注書と請書、納品書、請求書及び領収書等支払いを証明する書面）	
6	取得財産等管理台帳（様式 13）	
7	（交付申請時に補助対象経費から受取保険金額を控除していない場合のみ）保険金の受取関係書類の写し	

## 10 補助金の請求・受領

実績報告書の審査後、交付額確定の通知とともに、補助金の請求書の様式等をお送りします。請求書及びその他必要書類を返送いただいた後、補助金を入金します。

## 11 経過報告書の提出

補助事業者は、補助金の交付を受けた月から起算して5年間は、毎年度、売上高等について経過報告書（様式 26）により、知事に提出してください。ただし、補助対象に新たに購入する設備等がない場合又は新たに購入する設備等が50万円未満の場合は提出不要です。

## 12 注意事項

- (1) 同一の内容について本県及び国や市町村等の他の公的補助制度と重複して本制度の補助を受けることはできません。ただし、金利や税制優遇に関する制度との重複は、この限りではありません。（申請状況を確認するため、他部署と情報を共有することがあります。）
- (2) 見積書の徴収
  - ア 契約内容に補助対象経費と補助対象外経費が含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を徴収してください。
  - イ 補助金を受けようとするものと役員が重複する事業者及び資本関係がある事業者から徴収した見積書は、補助対象の経費として認められません。
- (3) 交付申請書類の内容に変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。
  - ア 投資内容及び発注先事業者等の変更が認められるには、次の全てに該当する必要があります。
    - (ア) 補助金の交付を受ける前の日までに変更を行う場合
    - (イ) 申請者の責めによらない場合又は変更が合理的と認められる場合
  - イ 補助対象経費の金額が変更となる時は、変更前の補助対象経費の金額を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額はできません。
  - ウ 交付決定後は、リース契約から購入又は購入からリース契約に変更することはできません。



(4) 補助金の交付決定の取消しと返還について

ア 次の場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(ア) 補助金の交付を行う日までに補助金の交付を受けようとする者の要件を満たさなくなったとき。

(イ) 公序良俗に反する等、知事が不相当と認めたとき。

(ウ) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付等に関して不正行為等があったとき。

(エ) 実績報告書類を適正に提出しなかった等、補助金を交付することが適当でない  
と認められる事由が発生したとき。

(オ) 補助金の交付を受けた月から起算して5年以内に廃業したとき。

イ 補助事業者は、補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部に加算金を加えた額を返還しなければなりません。

(5) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、所定の様式により速やかに知事に報告する必要があります。

報告後、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。

(6) 補助事業者に対し、当該補助事業の成果を確認するためヒアリングへの協力又は報告を求める場合がありますので、御協力をお願いします。

(7) その他本県が必要と認める場合は、補助事業の遂行状況及び収支の状況について記載した書類等を提出していただくことがあります。

(8) 申請書類や領収書等の関係書類は、10年間保存しなければなりません。

(9) 補助金の交付を受けて取得した財産は、所定の様式を用いて管理台帳を作成する必要があります。また、実績報告書に当たり当該管理台帳を添付してください。

(10) 補助金の交付を受けて取得した財産のうち、次に掲げるものを処分制限期間（※）に、補助金の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、又は貸付の対象とすることができません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金の交付の目的に照らしやむを得ないと知事が認めたときは、この限りではありません。

ア 不動産及びその従物

イ 資産計上された設備

ウ その他知事が補助金の交付目的を達成するために必要があると認めたもの

- (11) 補助事業の実施により収益が生じた場合は、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部を県に納付していただく場合があります。
- (12) 本補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとします。2020年4月以降の補助事業については、県議会における繰越明許の議決を経た後に正式決定となります。

※ 処分制限期間

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間内

県内商工会議所一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
1	川越商工会議所	川越市仲町 1-12	049-229-1810
2	川口商工会議所	川口市本町 4-1-8	048-228-2220
3	熊谷商工会議所	熊谷市宮町 2-39	048-521-4600
4	さいたま商工会議所	さいたま市浦和区高砂 3-17-15	048-838-7700
5	秩父商工会議所	秩父市宮側町 1-7	0494-22-4411
6	行田商工会議所	行田市忍 2-1-8	048-556-4111
7	本庄商工会議所	本庄市朝日町 3-1-35	0495-22-5241
8	深谷商工会議所	深谷市本住町 17-1	048-571-2145
9	所沢商工会議所	所沢市元町 27-1 所沢ハーティア東棟 3 階	04-2922-2196
10	蕨商工会議所	蕨市中央 5-1-19	048-432-2655
11	飯能商工会議所	飯能市双柳 353-4	042-974-3111
12	上尾商工会議所	上尾市二ツ宮 750	048-773-3111
13	狭山商工会議所	狭山市入間川 3-22-8	04-2954-3333
14	草加商工会議所	草加市中央 2-16-10	048-928-8111
15	春日部商工会議所	春日部市粕壁東 2-2-29	048-763-1122
16	越谷商工会議所	越谷市中町 7-17 (越谷産業会館内)	048-966-6111

県内商工会一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
1	鴻巣市商工会	鴻巣市本町 6-4-20	048-541-1008
2	戸田市商工会	戸田市上戸田 1-21-23	048-441-2617
3	朝霞市商工会	朝霞市浜崎 669-1	048-470-5959
4	鳩ヶ谷商工会	川口市鳩ヶ谷本町 2-1-1	048-281-5555
5	桶川市商工会	桶川市鴨川 1-4-3	048-786-0903
6	志木市商工会	志木市本町 1-6-30	048-471-0049
7	新座市商工会	新座市野火止 1-9-62	048-478-0055
8	和光市商工会	和光市本町 31-2-109	048-464-3552
9	北本市商工会	北本市宮内 7-148	048-591-4461
10	伊奈町商工会	伊奈町小室 9454-1	048-722-3751
11	東松山市商工会	東松山市材木町 2-3	0493-22-0761
12	入間市商工会	入間市向陽台 1-1-7	04-2964-1212
13	富士見市商工会	富士見市羽沢 3-23-15	049-251-7801
14	ふじみ野市商工会	ふじみ野市上福岡 1-5-14	049-261-3156
15	坂戸市商工会	坂戸市薬師町 31-3	049-282-1331
16	鶴ヶ島市商工会	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 855	049-287-1255
17	日高市商工会	日高市大字南平沢 1083	042-985-2311
18	毛呂山町商工会	毛呂山町岩井西 4-6-16	049-294-1545

県内商工会一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
19	越生町商工会	越生町越生 1126-9	049-292-2021
20	三芳町商工会	三芳町藤久保 185-4	049-274-1110
21	小川町商工会	小川町大塚 7-9	0493-72-0280
22	滑川町商工会	滑川町羽尾 4972-11	0493-56-3110
23	嵐山町商工会	嵐山町菅谷 445-1	0493-62-2895
24	ときがわ町商工会	ときがわ町玉川 2475-5	0493-65-0170
25	川島町商工会	川島町平沼 1175	049-297-6565
26	吉見町商工会	吉見町下細谷 1210	0493-54-0701
27	鳩山町商工会	鳩山町赤沼 2601	049-296-0591
28	ふかや市商工会	深谷市永田 1420	048-584-2325
29	くまがや市商工会	熊谷市妻沼 1706-1	048-588-0140
30	皆野町商工会	皆野町皆野 1423	0494-62-1311
31	長瀬町商工会	長瀬町本野上 189-6	0494-66-0268
32	西秩父商工会	小鹿野町小鹿野 298-1	0494-75-1381
33	荒川商工会	秩父市荒川上田野 1427- 1	0494-54-1059
34	東秩父村商工会	東秩父村御堂 369	0493-82-1315
35	児玉商工会	本庄市児玉町児玉 325-5	0495-72-1556
36	上里町商工会	上里町大字七本木 5591	0495-33-0520

県内商工会一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
37	神川町商工会	神川町植竹 900-4	0495-77-3181
38	美里町商工会	美里町木部 323-3	0495-76-0144
39	寄居町商工会	寄居町寄居 1267-2	048-581-2161
40	加須市商工会	加須市中央 1-11-41	0480-61-0842
41	羽生市商工会	羽生市中央 3-7-5	048-561-2134
42	久喜市商工会	久喜市久喜中央 4-7-20	0480-21-1154
43	八潮市商工会	八潮市中央 1-6-18	048-996-1926
44	三郷市商工会	三郷市花和田 650-4	048-952-1231
45	蓮田市商工会	蓮田市東 6-1-8	048-769-1661
46	幸手市商工会	幸手市東 3-8-3	0480-43-3830
47	吉川市商工会	吉川市平沼 1-21-16	048-981-1211
48	白岡市商工会	白岡市篠津 944-13	0480-92-9151
49	南河原商工会	行田市南河原 921-6	048-557-0742
50	宮代町商工会	宮代町百間 1015-1	0480-35-1661
51	杉戸町商工会	杉戸町杉戸 1-10-21	0480-32-3719
52	松伏町商工会	松伏町田中 2-4-8	048-992-1771
53	庄和商工会	春日部市西金野井 256	048-746-0611

お問合せ先：埼玉県産業労働部産業支援課

TEL 048-830-7877 fax 048-830-4813

E-mail a3770-12@pref.saitama.lg.jp